

● 「ハラスメント防止方針」の策定について
～すべての人の人格と尊厳を尊重し、安心できる環境づくりを推進～

各位

令和8年10月1日

高知信用金庫(理事長 山崎 久留美)は、令和8年10月1日付で「ハラスメント防止方針」を策定するとともに、ハラスメントの防止および発生時の対応に関する体制を整備いたします。

当金庫は、すべての人の人格と尊厳を尊重し、役職員が安心して働くことができ、お客さまや地域の皆さまにも安心して当金庫をご利用いただける環境をつくるのが、地域金融機関としての大切な責務であると考えています。

今回、職場におけるハラスメントだけでなく、お客さま、お取引先、求職者その他当金庫に関わるすべての方との関係を対象として、あらゆるハラスメントを許さないという当金庫の姿勢を明確にしました。

主な取組み

当金庫では、次の取組みを進めてまいります。

① ハラスメントを許さない方針の明確化

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児・介護等に関するハラスメント、求職者等に対するハラスメント、カスタマーハラスメント、取引先等との関係におけるハラスメントなど、相手の人格や尊厳を傷つける行為を許しません。

② 相談・対応体制の整備

相談窓口を設け、相談者や関係者のプライバシーと人権に十分配慮しながら、必要な事実確認を公正かつ適切に行います。また、相談や事実確認への協力等を理由とする不利益な取扱いを行いません。

③ 組織としての適切な対応

ハラスメントが認められた場合には、被害を受けた方への配慮、行為者への適切な措置、再発防止、教育・研修、職場環境や業務運営の改善など、必要な対応を行います。

④ カスタマーハラスメントへの対応

お客さまからいただくご意見やご要望は、当金庫の業務やサービスをより良くするための大切な声として、これまでと変わらず真摯に受け止め、誠実に対応します。

一方、暴言、脅迫、人格を否定する言動、差別的・性的な言動、長時間にわたる拘束、執拗または不当・過剰な要求、誹謗中傷その他社会通念上相当な範囲を超える行為については、役職員の安全と尊厳を守るため、組織として適切に対応します。

必要に応じて、対応の中止、退去のお願い、警察・弁護士等の外部専門機関への相談
その他必要な対応を行うことがあります。

互いを尊重できる関係をめざして

金融サービスは、お客さま、お取引先、地域の皆さまと役職員との信頼関係によって成り立っています。

当金庫は、今回の取組みを単にハラスメントを防止するためのルール整備にとどめることなく、「お互いの人格と尊厳を尊重すること」を基本として、お客さまには安心してご利用いただき、役職員には安心して働いてもらえる環境づくりにつなげてまいります。

高知信用金庫は、これからも地域の皆さまに信頼される金融機関であり続けるため、ハラスメントの防止と適切な対応に継続して取り組んでまいります。

施行日

令和8年10月1日

関連情報

「ハラスメント防止方針」は、当金庫ホームページに掲載いたします。

以 上